

定 款

株式会社オープンアップグループ

2005年5月18日改定
2006年2月17日改定
2006年8月4日改定
2006年9月29日改定
2007年3月12日改定
2008年10月1日改定
2009年9月25日改定
2010年7月1日改定
2013年7月1日改定
2013年9月26日改定
2014年9月26日改定
2015年9月25日改定
2016年4月1日改定
2016年9月23日改定
2018年9月21日改定
2019年7月1日改定
2020年1月1日改定
2021年4月1日改定
2022年9月27日改定
2023年9月26日改定

第1章 総 則

(商号) 第1条

当社は、株式会社オープンアップグループと称し、英文では Open Up Group Inc. と表記する。

(目的) 第2条

当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 労働者派遣事業
2. 有料職業紹介事業
3. 企業の各種業務の代行、委託請負及び受託に関する事業
4. 情報の収集・処理・提供サービス業
5. 機械器具、薬品、皮革製品、酒類、飲食品、日用雑貨品その他の各種商品の企画、開発製作及び販売に関する事業
6. 各種物品の製造・組立設備、加工設備の販売及び賃貸に関する事業
7. コンピューター関連機器、ソフトウェア及びシステムの開発、設計、製造、販売、賃貸及び保守管理並びにこれらの代理に関する事業
8. ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業
9. グラフィックデザイン及びディスプレイデザインの企画及び制作に関する事業
10. 情報システムの構築、運用に関する技術支援に関する事業
11. 自動車及び自動車部品・附属品の設計、製造及び検査に関する事業
12. 生産、製造、物流及びその他の各種業務アウトソーシング事業
13. 精密機械、電子、電気、鉄道、造船、航空機等の機械加工、溶接並びに賃貸、リース、販売及び保守管理に関する事業
14. 各種教育、訓練、研修に関する事業
15. パソコン教室、コンピューター技術教室等の各種教室の企画、運営に関する事業
16. 教育出版物、学習用教材の企画、編集、出版、作成、販売、賃貸に関する事業
17. 各種イベントの企画、制作及び運営に関する事業
18. 不動産の賃貸、売買、投資、鑑定、保守管理、警備、清掃及び緑化に関する事業
19. 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用、管理、売買、使用許諾に関する事業
20. 建設工事に係る設計・施工・工事管理に関する事業
21. 土木建設請負に関する事業
22. IT事業
23. 広告、編集及び印刷に関する事業
24. 工業用機械の設計、設置、販売、取付工事及び保守に関する事業

25. スポーツ施設、健康トレーニング施設、教育施設、ホテルその他の宿泊施設、飲食店の経営に関する事業
 26. 通信事業者に関する販売企画・営業支援・工事請負に関する事業
 27. 販売促進に関する情報・資料の収集・企画及び販売並びにコンサルティング事業
 28. 前各号に関するコンサルティング並びに経営及び人材採用等に関するコンサルティング事業
 29. 前各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
 30. 有価証券の運用、売買、保有及び投資に関する事業
 31. 前各号に関連又は付帯する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条

当社の発行可能株式総数は、360,000,000 株とする。

(単元株式数)

第6条

当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第7条

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第8条

当社の株主の権利の行使に関する取扱いおよび手数料については、法令

または本定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第10条

当社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定める場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条

当社の定時株主総会は、毎年これを9月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集地)

第12条

当社の株主総会は、神奈川県内または東京都内で招集する。

(決議)

第13条

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めのある場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決

権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第 15 条

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議事録)

第 17 条

株主総会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条

当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、16名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 第1項の選任決議は、累積投票によらない。

- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第22条

取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順位の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条

取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(重要な業務執行の委任の件)

第25条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条

当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条

取締役会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第 28 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第 29 条

取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 30 条

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査等委員会の設置)

第 32 条

当社は、監査等委員会を置く。

(常勤監査等委員)

第 33 条

監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 34 条

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条

監査等委員会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第 37 条

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条

当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条

当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条

当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 19 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第

423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。